義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長　岩　本　　平

奈良県人事委員会規則第三十一号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年十二月奈良県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「教頭」の下に「、主幹教諭」を加える。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一

教育職給料表（三）の適用を受ける者（第５条関係）

職員の区分	職務の級 / 号給	１　級	２　級	特２級	３　級	４　級
再任用職員		円	円	円	円	円
	１号給から４号給まで	5,000	5,400	8,600	10,700	17,100
	５号給から８号給まで	5,200	5,700	9,300	11,100	17,500
	９号給から 12 号給まで	5,400	6,000	9,700	11,500	17,900
	13 号給から 16 号給まで	5,600	6,300	10,000	12,400	18,300
	17 号給から 20 号給まで	5,900	6,600	11,000	12,800	18,700
	21 号給から 24 号給まで	6,200	7,000	11,400	13,200	19,000
	25 号給から 28 号給まで	6,500	7,300	11,800	13,600	19,400
	29 号給から 32 号給まで	6,800	7,600	12,500	14,000	19,600
	33 号給から 36 号給まで	7,100	7,900	12,800	14,400	19,900
	37 号給	7,400	8,300	13,500	14,800	20,200
	38 号給から 40 号給まで	7,400	8,300	13,500	14,800	
	41 号給から 44 号給まで	7,700	8,900	13,800	15,100	
	45 号給から 48 号給まで	8,000	9,300	14,100	15,500	
	49 号給から 52 号給まで	8,300	9,700	14,400	15,900	
	53 号給から 56 号給まで	8,600	10,500	14,700	16,300	
	57 号給から 60 号給まで	8,800	10,900	15,200	16,700	
	61 号給から 64 号給まで	9,100	11,300	15,500	17,100	
	65 号給から 68 号給まで	9,400	12,100	16,100	17,400	

以外の職員	69 号給から 72 号給まで	9,700	12,500	16,300	17,700	
	73 号給から 76 号給まで	9,900	12,900	16,500	18,000	
	77 号給から 80 号給まで	10,200	13,300	17,000	18,300	
	81 号給から 84 号給まで	10,400	13,700	17,200	18,500	
	85 号給から 88 号給まで	10,600	14,000	17,400	18,700	
	89 号給から 92 号給まで	10,800	14,400	17,600	18,900	
	93 号給	11,000	14,700	17,800	19,100	
	94 号給から 96 号給まで	11,000	14,700	17,800		
	97 号給から 100 号給まで	11,200	15,000	18,100		
	101 号給から 104 号給まで	11,400	15,400	18,200		
	105 号給から 108 号給まで	11,500	15,700	18,300		
	109 号給	11,600	16,000	18,400		
	110 号給から 112 号給まで	11,600	16,000			
	113 号給から 116 号給まで	11,700	16,300			
	117 号給から 120 号給まで	11,900	16,500			
	121 号給から 124 号給まで	12,000	16,800			
	125 号給	12,100	17,000			
	126 号給から 128 号給まで		17,000			
	129 号給から 132 号給まで		17,200			

	133 号給から 136 号給まで		17, 400			
	137 号給から 140 号給まで		17, 600			
	141 号給から 144 号給まで		17, 700			
	145 号給から 148 号給まで		17, 800			
	149 号給から 152 号給まで		17, 900			
	153 号給		18, 000			
再任用職　員		8, 000	9, 700	11, 300	12, 800	16, 300

別表第二

教育職給料表（二）の適用を受ける者（第５条関係）

職員の区分	職務の級／号給	１　級	２　級	特２級	３　級	４　級
再任用職員	１号給から４号給まで	円 5,000	円 6,300	円 8,600	円 12,800	円 17,100
	５号給から８号給まで	5,200	6,600	9,300	13,200	17,500
	９号給から 12 号給まで	5,400	7,000	9,700	13,600	17,900
	13 号給から 16 号給まで	5,600	7,300	10,000	14,000	18,300
	17 号給から 20 号給まで	5,900	7,600	11,000	14,400	18,700
	21 号給から 24 号給まで	6,200	7,900	11,400	14,800	19,000
	25 号給から 28 号給まで	6,500	8,300	11,800	15,100	19,400
	29 号給から 32 号給まで	6,800	8,900	12,500	15,500	19,600
	33 号給から 36 号給まで	7,100	9,300	12,800	15,900	19,900
	37 号給	7,400	9,700	13,500	16,300	20,200
	38 号給から 40 号給まで	7,400	9,700	13,500	16,300	
	41 号給から 44 号給まで	7,700	10,500	13,800	16,700	
	45 号給から 48 号給まで	8,000	10,900	14,100	17,100	
	49 号給から 52 号給まで	8,300	11,300	14,400	17,400	
	53 号給から 56 号給まで	8,600	12,100	14,700	17,700	
	57 号給から 60 号給まで	8,800	12,500	15,200	18,000	
	61 号給から 64 号給まで	9,100	12,900	15,500	18,300	
	65 号給から 68 号給まで	9,400	13,300	16,100	18,500	

以外の職員	69 号給から 72 号給まで	9,700	13,700	16,300	18,700	
	73 号給から 76 号給まで	9,900	14,000	16,500	18,900	
	77 号給	10,200	14,400	17,000	19,100	
	78 号給から 80 号給まで	10,200	14,400	17,000		
	81 号給から 84 号給まで	10,400	14,700	17,200		
	85 号給から 88 号給まで	10,600	15,000	17,400		
	89 号給から 92 号給まで	10,800	15,400	17,600		
	93 号給から 96 号給まで	11,000	15,700	17,800		
	97 号給から 100 号給まで	11,200	16,000	18,100		
	101 号給から 104 号給まで	11,400	16,300	18,200		
	105 号給から 108 号給まで	11,500	16,500	18,300		
	109 号給	11,600	16,800	18,400		
	110 号給から 112 号給まで	11,600	16,800			
	113 号給から 116 号給まで	11,700	17,000			
	117 号給から 120 号給まで	11,900	17,200			
	121 号給から 124 号給まで	12,000	17,400			
	125 号給から 128 号給まで	12,100	17,600			
	129 号給から 132 号給まで	12,300	17,700			
	133 号給から 136 号給まで	12,400	17,800			

	137 号給から 140 号給まで	12,500	17,900			
	141 号給	12,600	18,000			
	142 号給から 144 号給まで	12,600				
	145 号給から 148 号給まで	12,800				
	149 号給から 152 号給まで	12,900				
	153 号給	13,000				
再任用職員		8,000	9,700	11,300	12,800	16,300

附　則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。